

一般社団法人リサーチ・アドミニストレーション協議会謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人リサーチ・アドミニストレーション協議会（以下「協議会」という。）の事業実施に伴う報酬及び謝金（以下「謝金」という。）の支払いについて必要な事項を定め、協議会の円滑な運営に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 協議会における謝金の支給については、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(支給の基準)

第3条 謝金の額は、別表の基準により算定するものとする。ただし、講演、講義・講習・指導等及び講師補助に従事する者については、協議会が開催する事業のプログラム等に氏名が記載されていることを原則とし、海外等に居住し、オンラインで参加する者を含む。また、資料提供者については、協議会会員に限定された web サイト上での資料公開ならびに配付に承諾を得ることを原則とする。

(特別規定)

第4条 前条の規定にかかわらず、この基準により難しい場合は、その都度、財務担当副会長に協議のうえ決定するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、別に定めることができる。

附則

この規程は、2021年6月16日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附則

この規程は、2021年10月13日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附則

この規程は、2023年2月8日から施行する。

[別表]

項目	基準単価	上限	適用所得 税法条項	
講演	6,000 円/時間	30,000 円/回	204 条	
講義・講習・指導等	6,000 円/時間	18,000 円/回	204 条	
講師補助	3,000 円/時間	12,000 円/回	204 条	
スライド原稿作成・提供	250 円/A4 サイズ 1 枚	100,000 円	204 条	
原稿執筆・提供	2,000 円/A4 サイズ 1 枚	40,000 円	204 条	
運営補助（受付等軽作業）	1,000 円/時間	8,000 円/日	183 条	
年次大会セッション打合せ	3,000 円/時間	9,000 円/日	204 条	
会誌 発行 関係	審査謝金（5,000 字まで）	3,000 円/原稿 1 本	—	204 条
	審査謝金（5,001 ～ 10,000 字）	5,000 円/原稿 1 本	—	204 条
	依頼原稿における謝金	3,000 円/1 ページ又は 1,000 字	—	204 条

- ・所得税法第 204 条適用の謝金については、平成 49 年まで復興特別所得税を合わせて、税率 10.21%（100 万円を超える分は 20.42%）の源泉徴収を行う。なお、非居住者（外国人等）に支払う場合は、同法第 213 条により税率 20.42%となる。ただし、租税条約の規定に基づき「租税条約に関する届出書」にて免除手続きを執った者については、源泉徴収税額は免除される。
- ・所得税法第 183 条適用の謝金については「給与所得の源泉徴収税額表」により源泉徴収を行う。